

2019年
8月号

強制不妊手術裁判で不当判決

仙台地裁判決と今後
今月のテーマ

■全国で提訴

旧優生保護法（1948～1996年）は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」などを目的に成立しました。旧優生保護法が施行されていた間に、本人の同意のないまま行われた強制的な不妊手術は、全国で1万6475件（毎日新聞より）にのぼります。

訴訟を起こしました。その後、同県の飯塚さん（仮名・70代女性）をはじめ全国各地で多くの被害者が立ち上がり、全国7地裁で原告が提訴しています。

■仙台地裁判決と問題点

2018年1月、旧優生保護法下で不妊手術を強制された宮城県の佐藤さん（仮名・60代女性）が、国の違法行為によって損害を受けたことを理由として、国に損害賠償を求め、仙台地方裁判所に

2019年5月28日、仙台地裁判決がありました。原告と弁護団、支援者らによる緊急の路上集会と院内集会が開かれました。

この裁判は、①優生手術の被害を受けた人の被害を回復させる法律をつくりなかつたという立法不

れました。山の8合目まで登つてきたのに下りてしまつた印象です。あと一步で勝訴判決までになりました。旧優生保護法が違憲で無効である、国会は立法措置をすることが不可欠、とまで言つたにも関わらず、請求が棄却さ

れました。山の8合目まで登つてきたのに下りてしまつた印象です。あと一步で勝訴判決までになりました。旧優生保護法が違憲で無効である、国会は立法措置をすることが不可欠、とまで言つたにも関わらず、請求が棄却さ

は合法だたと言つていたけれども、今回の判決でそこに風穴が開きました。怒りを共有しながら未だに、本当に悔しい。被害者はもっと悔しいと思います。その思いが裁判所に届きませんでした。

原告の飯塚さんは、「裁判で却下されたが、これからもがんばつていきたい。旧優生保護法は国がつくった問題なので、国はきちんと謝罪をしてほしい。謝つてください」と訴えました。原告の佐藤さんの義姉は、「裁判なので最後までどうなるかわからないと思つていました。旧優生保護法は違憲と言つたが、国からの謝罪はありません。どうして謝罪できないのか、違憲なら謝罪するのが筋ではないでしょうか」と語りました。

原告の北さん（仮名・70代男性）は、「除斥期間は20年とされました。なぜ私たちを苦しめるのか、私はあきらめない、そのことが頭によじ登つた。これから私は闘つていく、どんなことがあってもがんばつていこうと思っています」

これから引き続き、控訴審や各地裁で裁判が闘われます。被害者の声を受けた人権と尊厳の回復に資する判決が求められています。



5月28日の路上集会と院内集会で抗議の声をあげる参加者



作為、②旧優生保護法によって、優生手術をさせていたこと、③旧優生保護法は憲法に反している、という国の違法行為が問われ、それによって損害を受けた原告が損害賠償を求めたものでした。

判決では、まず「子を産み育てるかどうかを意思決定する権利（リプロダクティブ権）」を憲法13条の幸福追求権に照らして尊重されるべきものとし、旧優生保護法は、個人の尊厳を踏みにじるものであつて憲法13条に違反し無効である、と判断しました。この判断は、重要な意義があります。

そして、強制不妊手術によって受けた「権利侵害の程度は、極めて甚大」とし、旧優生保護法が長い間存続し、優生思想が社会に根強く残つたことで被害者が早い時期に被害を訴えられなかつた、などの理由から、被害回復のための立法措置が必要不可欠だとしました。

しかし、結論は、原告らの請求は棄却され、司法による被害回復はされませんでした。判決では、

は、手術を受けた日から20年が経ったので、除斥期間（不法行為の請求権が消滅する）を適用し、損害賠償を求めることができないとしたのです。今回の裁判で原告側は除斥期間を適用すべきではないと主張していましたが、受け入れられませんでした。

原告側は、今回の判決を不当判決とし、控訴しました。

■原告の決意

路上集会には約300人が集まり、不当判決への抗議の声をあげました。弁護団長の新里宏二さんは次のように訴えました。「今回の裁判できつと損害賠償請求を認

めたものの、日本ではリプロダクティブ権についての法的議論の蓄積が少ないと、国会の責任を認めませんでした。

また、強制不妊手術について立法措置をとる必要性が明確ではなかつた、と国会の責任を認めませんでした。

■今後の裁判に向けて

日本障害者協議会（JID）は、緊急声明で「（判決が）違憲を認めながら、なぜこのような結論に至るのか、素朴な市民感覚からは理解に苦しむ」とし、「被害者に共通するのは、①物事を主張できる、②もともと社会の偏見や差別にさらされ、ニーズや実態が封殺されやすい状態に置かれている、③被害者に女性が多いことは、女性障害者が被りやすい、いわゆる複合差別が重なっている：この問題への対処に当たっては、既存の法制度の枠組みや慣行のみでは限界がある。これらを越えた観点が必要」と訴えました。

これから引き続き、控訴審や各地裁で裁判が闘われます。被害者の声を受けた人権と尊厳の回復に資する判決が求められています。

13条の幸福追求権に照らして尊重されるべきものとし、旧優生保護法は、個人の尊厳を踏みにじるものであつて憲法13条に違反し無効である、と判断しました。この判断は、重要な意義があります。

そして、強制不妊手術によって受けた「権利侵害の程度は、極めて甚大」とし、旧優生保護法が長い間存続し、優生思想が社会に根強く残つたことで被害者が早い時期に被害を訴えられなかつた、などの理由から、被害回復のための立法措置が必要不可欠だとしました。

この裁判は、①優生手術の被害を受けた人の被害を回復させる法律をつくりなかつたという立法不

ました。

この裁判は、①優生手術の被害を受けた人の被害を回復させる法律をつくりなかつたという立法不

ました。